

# 三条商工会議所 経営発達支援計画 の概要

小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、商工会及び商工会議所が、小規模事業者による事業計画の作成及びその着実な実施を支援することや、地域活性化にもつながる展示会の開催等の面的な取組を促進するため、商工会及び商工会議所が作成する支援計画のうち、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものについての計画（「経営発達支援計画」）を経済産業大臣が認定する仕組みが導入されました。

当所では、平成28年4月22日付、令和3年3月26日付でそれぞれ5年計画の認定を受け、本計画に基づき、小規模事業者への支援を行っています。

## 【支援のスキーム図】



## 【実施者名】

三条商工会議所  
三条市

※令和元年7月の小規模事業者支援法の改正により、令和3年3月認定の計画は三条市と共同で作成し実施いたします。

## 【経営発達支援計画の目標】

管内の産業の中核を成すものづくり産業をはじめとした小規模事業者に対し、創業期から事業承継期に至るまで、要所に合わせた伴走型支援に取り組み、管内小規模事業者の持続的発展と地域経済の活性化、産業基盤の安定化を図ることを、当所の経営発達支援事業の目標とします。具体的には、以下の①～⑤の目標を設定します。

- ① 小規模事業者の情報力・分析力の強化を支援し、客観的な分析データに基づく経営を行える小規模事業者の増加を目指します。
- ② ものづくり産業の利益体質化を支援し、小規模事業者の企業経営及び地域産業基盤の安定化を目指します。
- ③ 国内外への販路拡大と三条地域への人・仕事・資金の流入増加を支援し、小規模事業者及び地域全体における売上・収益の継続的創出を目指します。
- ④ 働き方・労働環境の改善と人材育成を支援し、小規模事業者の人材不足緩和と地域の若年層流出の抑止により、小規模事業者が中長期的に経営継続できる環境の整備を目指します。
- ⑤ 創業と事業承継の促進を支援し、持続的な経営のできる小規模事業者の増加を目指します。

## 【経営発達支援計画の内容】 実施期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

### 1. 地域の経済動向調査に関すること

毎月実施している LOBO 調査や、四半期毎の景況調査のほか、国が提供する RESAS 等のビッグデータを活用し、地域の経済動向を把握・分析し、調査結果を公表します。

### 2. 需要動向調査に関すること

展示会(BtoB)等で来場者アンケートを通じて、需要動向の把握を行い、新規販路開拓、新商品開発等に活かします。

### 3. 経営状況の分析に関すること

巡回訪問、窓口相談、課題対応セミナーの開催等を通じて、経営分析の必要性を普及するとともに、小規模事業者の経営状況を分析します。

### 4. 事業計画策定支援に関すること

事業所へのヒアリングや経営分析結果等を基に、意欲的な小規模事業者を選定し、調査や分析結果に基づく事業計画の策定を支援します。

### 5. 事業計画策定後の実施支援に関すること

策定した計画が着実に実行されるよう、定期的に巡回訪問するなどして計画の実効性を高め、売上や営業利益率の増加に繋がります。

### 6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

展示会等への出展を促し、販路拡大を支援します。  
ニューノーマルに対応した新たな販路開拓の手段を模索し、小規模事業者が時代の潮流に取り残されないよう支援します。

### 7. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

実施者である当所と三条市のほか、外部有識者を入れた「評価報告会」を年1回開催し、経営発達支援事業の進捗状況等を報告するとともに、成果の評価・見直し案を提示し、以後の事業実施に反映させる仕組みを設けます。